2　一〇kHz以上三〇MHz未満の利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の測定方法は、次のとおりとする。

⑴　装置類の配置は、別図第七号のとおりとすること。

⑵　測定用空中線には、第一の一の３⑵に規定するものを使用すること。

⑶　送電装置の一次側コイルと受電装置の二次側コイルを相対させ基本位置に合わせ、電源を入れる。

⑷　供試装置を待機状態にする。

⑸　測定用空中線を供試装置と対向の方向に設定する。

⑹　スペクトル分析器をピークホールドモードとし、測定対象の周波数範囲にわたり掃引し、ターンテーブルを360°回転させ、利用周波数による発射及び不要発射の存在を探索する。許容値から一〇デシベル以上下回らない場合において、スペクトルのピークが検知されたそれぞれの周波数を記録する。

⑺　スペクトルのピークが記録された周波数ごとに、ターンテーブルを回転させ、最大受信方向において、測定用受信機を準尖頭値測定モードにし、放射磁界強度を測定する。

⑻　測定用空中線を供試装置と直向の方向に設定し、⑹及び⑺を行う。

⑼　非接触給電状態で、⑸から⑻までを行う。

⑽　⑼の測定終了後、最大水平位置移動状態における測定として、製造者の申告する電磁波の放射が最大となる条件において、⑷から⑼までを行い、最大水平位置移動状態における放射磁界強度（準尖頭値）を測定する。

3　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下の利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の測定方法は、次のとおりとする。

⑴　装置類の配置は、別図第八号のとおりとすること。

⑵　測定用空中線には、第一の一の３⑵に規定するものを使用すること。

⑶　送電装置の一次側コイルと受電装置の二次側コイルを相対させ基本位置に合わせ、電源を入れる。

⑷　供試装置を待機状態にする。

⑸　測定用空中線を水平偏波に設定する。

⑹　スペクトル分析器をピークホールドモードとし、測定対象の周波数範囲にわたり掃引し、ターンテーブルを360°回転させ、かつ、測定用空中線の高さを一メートルから四メートルまでに変化させ、利用周波数による発射及び不要発射の存在を探索する。許容値から一〇デシベル以上下回らない場合において、スペクトルの主要なピークが検知されたそれぞれの周波数を記録する。

⑺　スペクトルの主要なピークが記録された周波数ごとに、ターンテーブルを回転させ、最大受信方向及び空中線の高さにおいて、測定用受信機を準尖頭値測定モードにし、最大となる妨害波電界強度を測定する。

⑻　測定用空中線を垂直偏波に設定し、⑹及び⑺を行う。このとき、測定用空中線の下端を金属基準大地面より〇・二五メートル以下には下げないこと。

⑼　非接触給電状態で、⑸から⑻までを行う。

⑽　⑼の測定終了後、最大水平位置移動状態における測定として、製造者の申告する電磁波の放射が最大となる条件において、⑷から⑼までを行い、最大水平位置移動状態における放射電界強度（準尖頭値）を測定する。

五　一から四までに規定する条件によることが著しく困難又は不合理と総務大臣が認める場合は、これらによらないことができる。

別表第一号　準尖頭値測定用受信機の基本的特性

項目	供試装置の電波の周波数が一〇kHzから一五〇kHzまでの測定器の特性	供試装置の電波の周波数が一五〇kHzから三〇MHzまでの測定器の特性	供試装置の電波の周波数が三〇MHzから一、〇〇〇MHzまでの測定器の特性
六デシベル低下点における通過帯域幅	〇・二二kHz	九kHz	一二〇kHz
検波器の充電時定数	四五ミリ秒	一ミリ秒	一ミリ秒
検波器の放電時定数	五〇〇ミリ秒	一六〇ミリ秒	五五〇ミリ秒
指示計の機械的時定数	一六〇ミリ秒	一六〇ミリ秒	一〇〇ミリ秒
検波器前段の回路の過負荷係数（入出力特性が直線性から一デシベル離れるときの入力値対指示計が表す最大値の比。以下同じ。）	二四デシベル	三〇デシベル	四三・五デシベル
検波器と指示計器との間に挿入する直流増幅器の過負荷係数	六デシベル	一二デシベル	六デシベル

別表第二号　正規化サイトアッテネーションの測定方法

一　二から六までの手順に従い、別表第三号及び第四号に示した各周波数に関して、正規化サイトアッテネーションの測定を水平偏波及び垂直偏波のそれぞれについて行う。ただし、電波吸収体や電波の透過性の良い材質による覆いが施設された金属基準大地面付きの測定場における測定については、七によるものとする。

二　供試装置を設置する場所の位置に送信用空中線を設置して、当該送信用空中線から水平距離一〇メートルの位置（一般用非接触電力伝送装置において測定距離三メートルで測定する場合は、当該送信用空中線から水平距離三メートルの位置）に測定用空中線を設置する。

三　送信用空中線及び測定用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器及び測定用受信機（測定器の条件又はこれと同等の条件に適合するものに限る。）を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間及び測定用空中線と測定用受信機との間をそれぞれ同軸ケーブルで接続する。

四　送信用空中線を別表第三号及び第四号に示す地上高h_1に設置し、測定用空中線を別表第三号及び第四号に示す地上高h_2の範囲内で連続的に昇降させ、送信用空中線から発射される電波の受信機入力電圧を測定し、その最大値V_1（単位マイクロボルト）を求める。

五　送信用空中線及び測定用空中線に接続されている同軸ケーブルを各空中線から離し、これらの同軸ケーブルを直接接続した場合の受信機入力電圧V_0（単位マイクロボルト）を求める。

六　測定場の正規化サイトアッテネーションは、次の式により求める値とする。

$20\log10(V_0) - 20\log10(V_1) - AFt - AFr - \Delta AF_{TOT}$デシベル

AFt：送信用空中線のアンテナ係数（単位デシベル（１／m））

AFr：測定用空中線のアンテナ係数（単位デシベル（１／m））

ΔAF_{TOT}：空中線間結合及び大地面の影響に対する補正係数（単位デシベル）

注１　アンテナ係数は、空中線にバラン（平衡―不平衡変換回路）やインピーダンス整合用減衰器等が付属する場合には、これらの損失を含むものとする。また、次のいずれかの条件で値付けされていること。

⑴　自由空間

⑵　金属基準大地面から二メートルの高さ

⑶　金属基準大地面から三メートルの高さ